

委託仕様書

A. 委託名 止々呂美小学校・中学校校舎増築（第3期）に伴う実施設計委託

B. 委託場所 箕面市森町中地内（施設位置は【別添1】のとおり）

C. 委託期間 契約日から令和2年3月16日まで

D. 総則

1. 本委託業務実施において、発注者の信頼に応じ得る十分な知識と経験を傾注し、関係法令に基づき誠意をもって意見を述べ、助言をなし、秘密を守り、発注者の正当の利益を擁護して設計業務を行ない、その責任を果たさなければならない。
2. 本委託業務に伴う打ち合わせ・協議内容については、全て報告書を作成し提出すること。
3. 積算業務については令和元年12月13日までに完了させること。
スケジュールは【別添2】のとおり

E. 委託範囲

本委託業務の範囲は以下のとおりとする。

F: 実施設計業務範囲

1. 校舎増築に伴う実施設計
2. 協議検討図面作成
3. 実施設計に伴う許可申請等
4. 地質調査業務

F. 実施設計業務

既存校舎概要

- | | |
|--------------|---|
| ・建設年 | 平成20年3月竣工 |
| ・敷地面積 | 33,891.30㎡ |
| ・校舎棟 | 構造 鉄筋コンクリート2階建て 建築面積 6,342.86㎡ 延床面積 9,666.85㎡ |
| ・増築棟 (1期) | 平成26年3月竣工 構造 鉄骨造3階建て 建築面積 596.15㎡ 延床面積 1,560.81㎡ |
| (2期) | 平成30年8月竣工 構造 鉄筋コンクリート造3階建て 建築面積 995.01㎡ 延床面積 2,173.96㎡ |

1. 校舎増築（第3期）に伴う実施設計

下記①～⑥に示す建築物・外構施設の改修、増築等に係る建築・電気・機械設備に係る実施設計業務を行う。

①増築校舎

- ・構造規模：鉄筋コンクリート造地上3階建て及び鉄骨造平屋建て
- ・延床面積：約1,440㎡

| | | | | |
|------|------------|---|---|------|
| 主要室 | 普通教室 | 約64㎡ | × | 15教室 |
| | 便所 | | | 1カ所 |
| | 廊下・連絡通路・階段 | | | |
| | その他共用部 | | | |
| 主要設備 | 受変電設備 | 高圧受電 | | |
| | 防災設備 | 自火報、非常放送、避雷針、屋内消火栓、消火器 | | |
| | 弱電設備 | 一般放送、電話、インターホン、情報設備、 TV共聴、電気時計、電気錠、機械警備 | | |
| | 給水設備 | 受水槽 | | |
| | 排水設備 | 分流式 | | |
| | ガス設備 | 都市ガス | | |
| | 空調設備 | 熱源：ガス又は電気 機器：ヒートポンプ 方式：分散、パッケージ及びマルチ (設置箇所：教室) | | |
| | 換気設備 | 第3種換気 | | |
| | 昇降機設備 | 福祉対応乗用13人乗り、45m/s、機械室レス | | |

②2期増築棟との接続部分の既存改修

③校舎棟・アリーナ棟・2期増築棟接続部分バリアフリー化（1階・2階）

④校舎棟PC教室を普通教室に改修（1階）

⑤外構整備

- ・構内舗装、雨水排水、植栽、防犯灯、散水設備
- ・サブグラウンドの再整備（現状の緑地を改修）
- ・遊具の移設

⑥既存不適格部分の調査及び改修（校舎棟・1期増築棟・2期増築棟）

- ・既存校舎屋上漏水箇所の原因の特定及び改修
- ・省エネ適合判定に適合する改修方法の検討
- ・その他法適合性について、検討調査及び改修

2. 協議検討図面作成

- ・意思決定のための図面作成業務、設備機器容量及び能力等比較検討。

3. 実施設計に伴う許可申請等

①対象となる許可申請等

- a. 都市計画法に基づく開発許可不要証明申請

- b. 建築基準法に基づく計画通知（適合判定含む）
- c. 消防法に関する届出
- d. 箕面市まちづくり推進条例に基づく届出
- e. 箕面市都市景観条例に基づく協議と通知
- f. 土地区画整理法第76条の許可申請
- g. エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出
（適合認定検討）
- h. その他当該計画に係る法規制に伴う申請、届出

②業務内容

- ・前記「1.」に示す申請書又は届出書の作成及び提出、内容に係る協議
- ・許可申請、届け出手数料の納付（※当該委託業務に手数料を含む。）

4. 地質調査業務

- ・ボーリング Φ66 L=10m × 3箇所
- ・標準貫入試験 1回/1m
- ・サンプリング 30箇所（1m毎）

G. 実施設計図書作成条件

1. 提出図書の作成

- ・実施設計業務に伴う提出図書は下記のとおりとする。

2. 図面の種類

- ・設計図面は下記図面で構成すること。
表紙、図面リスト、特記仕様書、工事区分表、工事概要書、附近見取図、配置図、外部・内部仕上表、平面図、立面図、断面図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、建具表、外構図、撤去図、仮設計画図、各詳細図、構造図、構造計算書、電気設備平面図、撤去平面図（受変電・幹線・動力・電灯・コンセント・弱電・自動火災報知・警報・情報通信等）、各系統図、機器姿図、機器リスト、機械設備平面図、撤去平面図（給水・排水通気・給湯・衛生設備・空調・換気・消火等）各系統図、機器姿図、機器リスト、その他必要な図面、※図面枠は箕面市指定枠とする。

3. 特記仕様書

- ・箕面市指定様式

4. 標準仕様書

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書

- ・建築工事編 最新版
- ・電気設備工事編 最新版
- ・機械設備工事編 最新版

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書

- ・建築工事編 最新版
- ・電気設備工事編 最新版
- ・機械設備工事編 最新版

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図(最新版)

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修設備工事標準図

- ・電気設備工事編 最新版
- ・機械設備工事編 最新版

以上、最新版による

5. シックスクール対策

- ・子どもにも配慮したシックハウス対策マニュアル(平成22年9月改訂版)
「大阪府シックハウス対策庁内連絡会議」

6. 数量積算

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築数量積算基準・同解説
- ・箕面市営繕工事積算指針 以上、最新版による

7. 単価根拠

- ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事積算基準
- ②箕面市営繕工事積算指針
- ③建築コスト情報(一般財団法人建設物価調査会)
- ④建築施工単価(一般財団法人経済調査会)
- ⑤建設物価(一般財団法人建設物価調査会)
- ⑥積算資料(一般財団法人経済調査会) 以上最新版による。
- ⑦各種メーカー等見積(3社以上取得し、最低金額採用とする。)
- ⑧各種メーカー等カタログ(数量が少量の場合のみ採用する。)

H. 提出設計図書

1. 実施設計業務に伴う提出図書

| | | | |
|--------------------------------------|---|----------|----|
| ①実施設計図(2つ折り文字入り製本) | } | A1版 | 2部 |
| | | A3版 | 2部 |
| ②設計図データ(PDF及びJWWファイル) | | DVD-R | 1式 |
| ③設計内訳書(Excelファイル) | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ④概算設計内訳書(Excelファイル) | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑤積算根拠(代価表 複合単価表 数量調書) | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑥見積比較表、見積書 | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑦構造計算書 | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑧設備機器容量、能力等計算書 | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑨設計内訳書、積算根拠原稿(データ提出の場合は不要) | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑩設計内訳書、積算根拠データ | | DVD-R | 1式 |
| ⑪単価根拠(上記「G. 7③~⑥」に示す当該業務の積算に使用した刊行物) | | | 1式 |
| ⑫打ち合わせ報告書 | | A4ファイル綴じ | 1部 |
| ⑬設計図PDFデータ、金抜き設計書内訳書PDFデータ | | DVD-R | 1枚 |

2. 協議検討図面

| | | |
|-----------|----------|----|
| ①協議検討図面 | A3ファイル綴じ | 1部 |
| ②打ち合わせ報告書 | A4ファイル綴じ | 1部 |

3. 実施設計に伴う許可申請届け出書

| | | |
|-------------------------|-----------|----|
| ①許可申請、届出に伴う許可書又は、届出書の副本 | A4版 | 1部 |
| ②協議経過報告書 | A4版ファイル綴じ | 1部 |

※その他監督職員の指示により必要な図書を提出すること。

4. 地質調査業務

①地質調査報告書

A 4 版

1 部

②サンプリング

1 式

I. その他条件

- ・箕面市公共工事コスト縮減に関する行動計画を遵守し業務を行うこと。
- ・シックスクール低減のための関係法令等を遵守し業務を行うこと。
- ・構造計算に使用するプログラムは、大臣認定を取得したものとする。
- ・設計業務に伴う学校関係者等との打ち合わせに同席し、必要な説明・助言等を行うこと。また、本市監督職員の指示に従い必要な資料を作成すること。
- ・「別添配置計画図」を基本設計とし、最新の児童生徒数推計に応じた教室等を確保出来るよう設計すること。
- ・各関係者、庁内意思決定を行うための協議において、建築に精通していない者でも理解しやすい資料（立面図（多色塗り））とし、協議に必要な内容が反映されたものを必要に応じて提出すること。